

# 24,000件のインターネット広告を監視！ 292事業者に対し、改善指導を行いました！

－平成30年度インターネット広告表示監視事業 実施報告－

インターネット通信販売による取引は、都内の消費生活相談における全件数の約2割を占めるなど、多くのトラブルに繋がっています。(平成30年度実績)

都は、この改善に向け、消費者が商品等を選択する際に大きな判断材料となるインターネット上の広告に、誇大・不当な表示がないか監視を行っています。

この度、平成30年度の実施結果がまとまりましたのでお知らせします。

## 1 平成30年度の監視結果

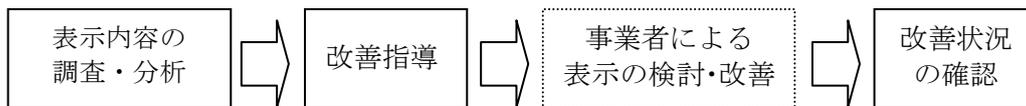
### (1) インターネット広告監視数

24,000件

### (2) 景品表示法に基づく指導

改善指導：292事業者（318件の広告）

(参考) 改善指導の流れ



## 2 平成30年度の特徴と表示例（詳細は別紙を参照）

### 健康食品と化粧品の広告に誇大な効能効果等をうたう表示が多く見受けられました。

#### 【健康食品】・・・152件の広告を改善指導

例) 「1か月で－〇kg」などとともに、ウエストを強調した写真を掲載し、商品（サプリメント等）を摂取するだけで痩身効果が得られるかのような表示

例) 「アレルギー症状の緩和」などとともに、体験談を掲載し、商品（サプリメント等）を摂取することで鼻炎や花粉症が改善できるかのような表示

#### 【化粧品】・・・79件の広告を改善指導

例) 「見た目年齢－〇歳」などとともに、「シミが薄くなった」などの体験談を掲載し、商品（美容液等）を使用することで、シミ等を改善できるかのような表示

詳しくはこちらをご覧ください。

東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



#### 【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課

電話 03-5388-3066

### 3 平成30年度 指導内容別 広告件数

指導内容	広告件数	主な商品・サービス等
優良誤認（※1）のおそれ	294件	健康食品、化粧品、美容雑貨等
有利誤認（※2）のおそれ	89件	健康食品、化粧品、各種教室等
過大な景品類の提供（※3）のおそれ	5件	総付景品

（注）複数の内容に違反する広告があるため、指導件数の合計とは一致しない。

- （※1）優良誤認 商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- （※2）有利誤認 商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものよりも、又は競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示
- （※3）過大な景品類の提供（総付景品の限度額制限）  
懸賞によらず、商品・サービスを購入した時などにもれなく提供される景品類（総付景品）の限度額は、取引価格の20%（取引価格が1,000円未満の場合は200円）を超えてはならない。

### 4 業界団体等への要望

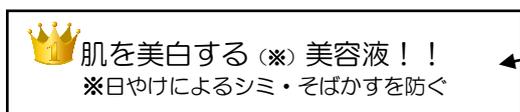
この結果を受け、本日、関連の業界団体及びインターネット関係事業者（17団体）に対して、以下のとおり要望を行うとともに、消費者庁に対して情報提供を行いました。

- （1）関係事業者が広告・表示を行う場合、表示の根拠となる客観的な事実を確認した上で行うよう、団体又は事業者としてより一層、各種方策に取り組むこと
- （2）関係事業者が消費者への責任を自覚して業務を行うよう、景品表示法及び関係法令の遵守について、より一層の周知を図ること

### ～消費者の皆様へ！～

#### ● 広告は、「注意書き」を確認しましょう！

薬用化粧品（医薬部外品）の広告例



この広告では、「美白」の言葉の意味は、「肌を白くすること」ではなく、「日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ」ことであるとの注意書きがあります。

#### ● 健康食品は、あくまでも食品です！

たとえ健康に良いとされる効果が表示されている場合であっても、薬のように、病気や体の不調を治療するものではありません。

#### ● 「～するだけで痩せる」などの表示には、注意が必要です！

容易に効果が得られるような表示については、内容をうのみにせず、慎重に検討しましょう。食事制限も運動もせず、楽して痩せることはあり得ません。

悪質な宣伝・広告を見つけたら、東京都の悪質事業者通報サイトに情報提供を！

悪質事業者通報サイト

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>



## 表示・景品例と問題点

商品・サービス	表示例	問題点
健康食品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「成功率100%」、「食事制限運動一切なし」、「スリムボディに変身」</li> <li>・「1か月で-0kg」、「〇〇で代謝アップ」など表示するとともに、ウエストのくびれを強調した写真を掲載</li> </ul>	<p>この健康食品を摂取するだけで、痩身効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ ⇒（優良誤認のおそれ）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「アレルギー症状の緩和」、「免疫力を高める」など表示するとともに、「鼻炎や喘息の改善」、「花粉症が楽になって」などの体験談</li> </ul>	<p>この健康食品を摂取することで、症状が改善するかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ ⇒（優良誤認のおそれ）</p>
化粧品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あきらめていたシミに」</li> <li>・「肌の悩みなかったことに」</li> <li>・「見た目年齢-0歳」</li> </ul> <p>など表示するとともに、「シミが薄くなった」「シワが目立たなくなった」などの体験談</p>	<p>この化粧品を使用することで、若返り等の美容効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ ⇒（優良誤認のおそれ）</p>
美容雑貨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はくだけでどんどん〇〇ボディに」、「痩せる体型に変わる」</li> <li>・「着るだけでトレーニング」などを表示するとともに、筋肉隆々の人物の画像を掲載</li> </ul>	<p>この商品を着用するだけで、痩身効果や筋肉の増強効果が得られるかのように表示していた。</p> <p>実際には、表示の裏付けとなる合理的な根拠を有していないおそれ ⇒（優良誤認のおそれ）</p>
健康食品、化粧品、エステ、各種教室等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今なら初月0円&amp;入会金半額」</li> <li>・「今だけのお得なキャンペーン」</li> </ul>	<p>期間限定の特別価格であり、今申し込めばお得であると思わせる表示をしていた。</p> <p>実際には、期間の明示がなかったり、キャンペーン期限が延長されるなど継続して実施されていた。 ⇒（有利誤認のおそれ）</p>
<p><b>商品販売の際に提供される過大な景品類</b></p> <p>健康食品を販売の際に、「定期コースを購入された方には、初回限定特典付き！」</p>		<p>購入者にもれなく提供される特典の景品は、総付景品の限度額（対象商品販売価格の20%）を超えていた。 ⇒（総付景品の限度額超過）</p>